

規制の事前評価書

政策の名称	基準に適合する事業主の認定	担当部局名	職業安定局派遣・有期労働対策部	作成責任者名	若年者雇用対策室長 牛島 聰	評価実施時期	平成27年3月
法令案等の名称・関連条項	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(青少年の雇用の促進等に関する法律)第15条(基準に適合する事業主の認定)、第16条(認定事業主の表示等)及び第17条(認定の取消し)						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>○ 若者は職業選択に当たって「やりがいのある仕事であれば中堅・中小企業でもよい」という希望を持ちつつも、情報の少なさ等から中小企業を敬遠して知名度の高い大企業を選ぶ傾向にあり、結果として、大企業と中小企業の間で大幅に求人倍率の差が出るなどミスマッチが生じており、若者が自分の能力を発揮して活躍できる場が適切に得られず、フリーター、不安定就業化する例も見られる。</p> <p>【規制の目的、内容】</p> <p>○ 優良な中小企業と新規学校卒業者とのマッチングを向上させ、若者がその能力を有効に発揮できる場を得ることを容易にするために、若者の採用・育成に積極的な中小企業による認定制度を創設するとともに、認定企業の情報を広く知らしめることができるよう、認定を受けた事業主が商品又は役務の提供に係る物等に厚生労働大臣の定める表示を行うことができるようとする。なお、認定事業主が認定基準を満たなくなった場合等においては、厚生労働大臣は認定を取り消すことができるようとする。</p> <p>【規制の必要性】</p> <p>○ 若者と中小企業におけるミスマッチを是正するためには、若者の採用・育成に積極的で優良な中小企業を評価し、情報発信を支援することが重要であることから、厚生労働大臣による認定制度を設けるとともに、広告等に認定を受けている旨の表示を付することができるようする必要がある。</p>						
想定される代替案	基準に適合する事業主の認定制度を設けるものの、その認定を受けていない者についても、厚生労働大臣が定める表示を使用することとする。						
規制の費用	費用の要素			代替案の場合			
1 遵守費用	認定取得を目指すか否かは、事業主の判断に委ねられており、認定取得を目指す場合には、事業主において認定取得に係る費用が必要となるが、都道府県労働局において相談等の援助を行うこととするため、過大な負担とはならないと考えられる。			認定を受けていない場合でも厚生労働大臣の定める表示を使用できるものの、認定取得を目指す場合には、事業主において認定取得に係る費用が必要となるが、都道府県労働局において相談等の援助を行うこととするため、過大な負担とはならないと考えられる。			
2 行政費用	認定に係る申請がなされた場合には、国において当該申請の審査を行うための行政費用及び相談等の援助に係る費用が発生することとなる。			認定に係る申請がなされた場合には、国において当該申請の審査を行うための行政費用及び相談等の援助に係る費用が発生することとなる。			
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。			厚生労働大臣の定める表示を使用できる者を、認定を受けた事業主に限定しないことにより、若者の採用・育成に関する取組について、当該認定を受けた事業主と受けていない事業主との差異化が図れず、事業主の認定取得のインセンティブが薄まる。その結果、若者の採用・育成に関する取組が優良な中企業と若者のマッチングの向上が図れず、法の実効性が確保されないおそれがある。			
規制の便益	便益の要素			代替案の場合			
	若者は職業選択に当たって知名度の高い大企業を選択しやすい傾向にある中、若者の採用・育成に関する取組が優良な中小企業の情報発信を支援することで、若者と中小企業のマッチングの向上が図られるとともに、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等につながる。 また、社会的に見れば、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、若者が自分の能力を発揮して活躍できる場が増えることにより、社会経済全体の発展にも貢献するものと期待される。			認定取得を目指すか否かは事業主の判断に委ねられるため、事業主が認定に係る申請を行わない場合、認定取得に係る費用や認定審査を行うための行政費用が軽減される。 しかしながら、若者の採用・育成に関する取組について、当該認定を受けた事業主と受けいない事業主との差異化が図れず、事業主の認定取得のインセンティブが薄まることにより、若者と中小企業のマッチングの向上等の得られる便益が減少するおそれがある。			
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、企業において便益を享受することができるとともに、少子高齢化の進展により若年労働力が減少する中、若者が自分の能力を発揮して活躍できる場が増えることにより、社会経済全体の発展に資するという得られる便益に比べ、改正案を導入することに伴う費用負担は過大とは言えない。 一方、代替案を導入した場合には、事業主の認定取得のインセンティブが薄まることにより認定取得を目指す事業主が増えないために認定取得に係る費用や認定審査を行うための行政費用が軽減されるが、当該認定を受けた事業主と受けない事業主との差異化が図れず、若者と中小企業のマッチングの促進等の得られる便益が減少するおそれがある。 これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）（抄） 第二 3つのアクションプラン 2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用 (3)新たに講すべき具体的な施策 ii)若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 ・「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。 労働政策審議会職業安定分科会建議(平成27年1月23日) 「若者の雇用対策の充実について」(抜粋) II. 4 企業における若者の活躍促進に向けた取組に対する支援について (2)認定制度の創設 ・若者の採用・育成に積極的に取り組み、実力を有しながらも、知名度等の点から若者の採用面に課題を抱える中小企業の情報発信を支援することで、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援し、マッチングの向上を図っていくため、新たに認定の仕組みを創設することが適当である。						
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。						